

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 1 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時同居していた長兄が加入手続をしてくれ、保険料も納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その長兄が申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料については、農協を通じて、長兄及び次兄と一緒に納付していたと主張しており、その主張内容には信<sup>びょう</sup>憑性が認められる。

また、申立人の保険料を納付していたとするその長兄及び次兄は、昭和 36 年 4 月の制度発足から国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していることから、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は 10 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金と国民年金の切替手続をいずれも適正に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年12月30日）及び資格取得日（昭和31年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年12月30日から31年1月1日まで

私は、昭和25年4月ごろからA社の営業として勤務し、32年6月に独立のため退職するまで、継続して勤務していた。その間、休職や、長期の休みなど無かったにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和28年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月30日に資格を喪失後、31年1月1日に同社において再度資格を取得しており、28年12月から30年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同時期に仕事をしていた複数の元同僚から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるほか、当該複数の元同僚は、休職や一時退社することなく、継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと証言しており、これら複数の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 12 月から 30 年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から44年11月まで

申立期間当時、母親から国民年金保険料を納付していると聞いた記憶がある。また、市役所で再交付された国民年金手帳を所持しているが、これに記載された記号番号は他人の番号であるとの説明を受け、行政側の記録管理に不信感を抱いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親は既に死去しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳に記載された記号番号は、その兄及び妹の記号番号と連番となっているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該記号番号は別人に払い出された記録になっている。したがって、申立人の母親が、申立人、その兄及びその妹の国民年金加入手続を一緒に行ったものの、その時点で申立人は厚生年金保険の被保険者であったことから、直後に申立人に係る国民年金加入届が取り消され、その記号番号は別人に払い出されたものと推察される。

さらに、社会保険事務所が保有する国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の居住地の市において、申立人が国民年金手帳の再交付を行った際に事務処理上に誤りがあったことが認められるものの、申立期間は厚生年金保険加入期間中であり、申立人の国民年金加入手続をおこなった母

親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと推認することは困難である。

その上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から61年3月まで

市の回覧物を見て付加年金制度について知り、夫が加入手続をしてくれた。年末調整の書類を作成する際、社会保険料控除の欄に、付加保険料を加えた金額を記入していた記憶もあるので、申立期間について付加保険料の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る付加年金加入手続を行い、付加保険料を納付したとするその夫から聴取しても、当時の記憶は不明瞭<sup>りょう</sup>であることから、付加年金の加入状況及び付加保険料の納付状況が不明である。

また、付加保険料は定額保険料と同一の納付書により一括で納付するものであることから、長期間にわたって定額保険料は納付済みであるにもかかわらず、付加保険料のみが未納とされることは考え難い。

さらに、社会保険庁及び市町村の記録では、申立人が付加年金に加入した形跡が見当たらず、申立期間当時、付加保険料の含まれた納付書は発行されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで  
申立期間について、兄から、「市役所から督促状が届いたので 20 数万円を一括で納付した。」と聞いているので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその兄から聴取しても、当時の記憶は不明瞭<sup>りょう</sup>であることから、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、その兄は、申立期間と同期間の保険料を、昭和 63 年 4 月に 2 回に分けて納付したことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 6 月以降に払い出されたと考えられることから、仮にその兄が申立人の保険料を納付していたとすれば、20 万円近い保険料を 2 年続けて納付したことになるが、聴取内容からその可能性をうかがうことはできず、さらに、自らの保険料を申立人の保険料と取り違えている可能性はないかと尋ねても、明確には否定していない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの期間、48年7月から49年3月までの期間及び49年7月から54年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から48年3月まで  
② 昭和48年7月から49年3月まで  
③ 昭和49年7月から54年9月まで

国民年金保険料について、私は、これまで未納による納付督促の通知を受領したことはないので、未納期間があったとの認識がない。また、これまでに国民年金保険料が支払えないほどの経済的困窮に陥ったこともない。しかし、申立期間①、②及び③について納付記録が確認できない上、申立期間①のうち昭和47年度の保険料については、免除申請をした覚えがないにもかかわらず免除の記録とされている。このような記録には納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「未納があれば納付督促状が来るはずだが、そういったものは受け取った覚えがないので未納期間があるとの認識は無く、これまでに経済的に困窮したことはないため免除申請も一切行っていない。」と主張しているが、申立人から聴取しても、保険料納付に関する記憶は曖昧であるとともに、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、申立人は保険料の納付督促を受けたことはないと主張しているが、社会保険事務所が保有する、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和48年度の摘要欄に、納付督促のため未納者カードが作成されたことを示す記載が見られる。

さらに、申立人は過去に氏名変更を行っているが、市町村及び社会保険事

務所の記録ともに、変更前の記録が残存しており、氏名変更時の事務処理誤りによって申立期間の納付記録が欠落した可能性をうかがうことはできない。

加えて、申立期間は4回計90か月と長期間であり、これだけの納付機会と歳月にわたって、行政側の事務処理に過誤があり続けたと考えるのも不自然と思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 38 年 10 月まで

私は、前の職場を昭和 36 年 3 月に退職した後、同年 5 月から A 社で働き始めたが、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できないと言われた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から申立人は、A 社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立内容によると、申立人は、前の職場を退職した約 2 か月後から A 社で働き始めたことになるが、申立人から聴取したところ、「前職退職後、1 年 4 か月ほど農業に従事していた。」とも証言しており、当時の記憶が不明瞭である。

また、申立人は当該事業所で、2 年 3 か月程働いたと供述しているが、元同僚 2 名から聴取したところ、一人の同僚からは、「申立人の名前は覚えているが勤務期間については分からない。」としており、もう一人の同僚は、「申立人は 6 か月くらい勤務してしていた。」と証言しており、勤務期間を特定することができない。

さらに、事業主は、「申立人が前職を辞めた際の経緯等から、A 社で働き始めても、厚生年金保険に加入させなかった。」と証言している。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できず、健康保険証の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 8 年 2 月 26 日まで  
社会保険事務所から連絡があり、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から、総務担当の役員を通じて、滞納保険料を解消する方法があると言われて、何らかの届書に押印したことは事実であるが、このような処理がなされているとは全く思わなかった。本来の記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 8 年 2 月 26 日をもって適用事業所でなくなったことが確認できるとともに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年 4 月 8 日に、53 万円又は 59 万円から 9 万 8 千円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を 3 か月ほど滞納しており、社会保険事務所から、総務担当の役員を通じて、滞納保険料を解消する方法があるとして何らかの届書に押印するよう求められたため、複数枚の届書に押印した。」と証言しており、当該元役員は既に死去していることなどから、当時の事情を確認することはできないものの、申立人は当時、同社の代表取締役であり、その証言内容等から判断すると、事業主として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが妥当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 301

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 52 年 10 月まで

申立期間については、A社の社員として仕事をしていた。厚生年金保険には加入していたはずであり、被保険者記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における保険料控除の有無、健康保険証の所持等に係る記憶が不明瞭<sup>りょう</sup>である上、当時の同僚についても覚えていない。

また、社会保険事務所の記録を調査しても、A社が社会保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立人からの聴取結果等をもとに、元事業主を特定することはできたものの、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、既に死去していることから、当時の事情を聴取することもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 302

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 60 年 3 月まで

私は、知人の紹介で昭和 56 年 11 月ごろから 60 年 3 月ごろまで、パートとしてA社に勤務したが、社会保険庁の記録によると、この期間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないのだから、申立期間において、被保険者であったと認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人は、「勤務の時期については、はっきり覚えていない。知人の紹介で入社した。」と証言しており、勤務期間についての記憶が曖昧である。

また、申立人にA社を紹介した同僚は、「私の入社は昭和 58 年 8 月であり、厚生年金保険の加入については、62 年 4 月からである。申立人が、私より前に入社し、厚生年金保険に加入しているという事は無い。」と回答している。

さらに、申立人の夫の勤務先の事業所が保管していた健康保険被扶養者通知書及び市役所の国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 56 年 11 月から夫の被扶養者になっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険証整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認することができない上、申立期間に係る雇用保険の記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月から28年11月まで

私は、昭和25年9月ごろからA社B営業所に勤務し、同僚の運転するトラックに助手として乗り込んでいたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所で勤務していた当時の仕事内容を記憶しており、また、同僚と一緒に撮った写真を保存していることから、当該事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人は、勤務期間、同僚についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で、厚生年金保険料についても給与から控除されていたかどうか記憶していない。

また、申立人は写真と一緒に写っている同僚の名前を姓のみしか覚えておらず、特定することができなかった。

さらに、社会保険事務所が保有する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人及び同僚と思われる名前は見当たらない。

加えて、当該事業所では、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。